

# イランの土地改革法

## — Land Reform Law —

### まえがき

イランでも土地改革法が国王の熱意により1960年6月立法化され、同国の大土地所有制にも大きな変革がなされようとしている。本稿はこの土地改革法を紹介しようとするものであるが、これに先だちこれまでの土地立法の経過とその背景を略述し読者の便に供したい。

イランで最初に土地に関する法律が定められたのは1931年のことである。すなわち前王朝カジャール朝の私有地没収政策によって膨大化した国有地を、現王朝のパフラヴィー・シャーが国有地売却法を発し、国有地の多くを開放したのがこれである。シャーは国有地制を前近代的なものとし私有地制の確立をもって近代化の基礎にしようと考えたが、土地代金の支払い法が零細農民に負担になるような方法であったため、大部分の国有地は富裕な大商人や高利貸し、地主階級の手におたり、農民にとっていっそう不利な不在地主制を拡大するという結果を生んだにすぎなかった。

第2次大戦後、自作農創設の必要性が自覚されて直接耕作者への売却という政策が樹立され、1946年には再度国有地売却法が出されたが、すでに可耕地は不在地主の所有に帰しており、不毛の未利用地しか残っていなかった。またこのほかに小作料引き下げ令(註1)(1946年)、小作料控除令(註2)(1952年)などが公布されたが、これらは実行にはいたらなかった。

しかし無為に終わったこれらの農業立法に反し成功を収めているのは王領地配分計画である。これは現国王の強い要望によって、地主層の反対を押しきり1951年の勅令によって始められたもので、1961年末までに40万ヘクタールの耕地が小作人に配分されることになっている。1952年には王領地配分に関する資金の調達・融資のために開発銀行(Bank Omran)が資本金1億リアル(約5億円)で発足し、配分を受けた村には農業協同組合が設けられ、また機械化農業法の導入、品種改良などをはじめ技術指導も積極的に行なわれている。

以上はイランが近代化の道を歩み始めてから現在に至るまでの農業立法の経過であるが、つぎに現在の土地所

有関係、土地利用状況をみてみよう。

イランでも他の西アジア諸国同様正確な統計を期待することはできず、ごく概括的な数値しかつかみえないが、それによると土地所有関係は第1表のとおりである。

このデータによってもわかるように85%の土地は大土地所有者によって所有されており、しかも不在地主が50%も保有しているのである。そして自作・小自作農はわずか15%の土地をもっているにすぎない。また農民は全人口の85%にも及んでいるが、1949年に行なわれたサンプル・サーベイによると農民の60%は全然土地をもたず、25%が1ヘクタール以下、10%が1~3ヘクタールというきわめてアンバランスな土地所有型態を示しているのである(註3)。

つぎに土地利用状況をみると第2表のとおりであるが、この表より第1に耕地のうち灌漑地の占める割合がきわめて少ないこと、第2に休閒地が非常に多いこと、第3に未利用可耕地が耕地面積の倍にも達するというこ

第1表 イランの土地所有状況

所 有 者 別	総面積に対する比率
不在地主所有地	50%
王領地	25%
国有地	10%
(うち王領地)	(約1%)
自作農ならびに小自作農所有地	15%
	85%

(出所) U. N., *Economic Development in the Middle East 1950~52*, 1953, p. 16.

第2表 イランの土地利用状況

種 類	面積 (100万ヘクタール)	総面積に対する 比率(%)
耕地	16.6	10.1
うち休閒地	12.0	6.7
耕作地	4.6	3.4
(うち灌漑地)	(1.6)	(1.0)
未利用可耕地	33.0	20.0

(出所) U. N., *Economic Development in the Middle East 1945~54*, Public Relations Bureau, Plan Organization, *Plan Organization of Iran: Historical Review—September 25, 1955—March 20, 1958*, Teheran.

とが注目されるのである。

以上によっても明らかなように、イランはその農業問題として大土地所有制による土地偏在の是正と、土地利用の面において耕地面積の増大という2つの課題を背負っているのである。しかし以下に紹介する土地改革法(Land Reform Law)が国王の熱意により本年6月立法化されるにいたった。モスクの所有地であるワクフや不在地主の果樹園、牧草地などには適用されていないとはいえ、この法律の施行は今後不在地主による大土地所有制というガンの一部を除去するに大いにあずかって力があると思われる。この点われわれはこの法律が微温的ながらもイランの農業発展のための第1段階としての意義を持つものと評価すべきであろう。

ここで利用した法案は原文ではなく英訳したものであった。なお法案は8章35条よりなっているが、ここではその大要だけを示した。

(注1) 小作料を15%まで引き下げるという内容をもつもの。

(注2) 地主取得分の20%を控除し、10%を耕作者に、10%を経済開発協力基金にまわすという主旨をもつ法令。

(注3) U.N., Department of Economic Affairs, *Land Reform, Defects in Agrarian Structure as Obstacles to Economic Development*, 1951.

## 土地改革法

### 1 定義

この法律で使われる用語はつぎのように定義されている(第1条)。

(1)農業(agriculture) 畜産をも含み農場作業によって収穫物を産出するもの。

(2)自作農(farmer) みずから農業に従事し、所得の大部分を農業よりえ、土地を私有しているもの。

(3)農業労働者(farm laborer) 土地もしくは他のいかなる農耕手段をも私有せず、一定の農業労働によって現金もしくは現物で賃金をえているもの。

(4)小作人(tenant farmer) みずから土地を私有せず、地主の所有地で農耕に従事し、その代償として収穫の一部を現物もしくは現金で地主に支払っているもの。

(5)地主(land owner) 土地を私有しみずからは農耕に従事していないもの。

(6)土地(land) 農業のために使用されうる土地で、土地の種々のカテゴリーについてはつぎのように定義して

いる。

(a) 休閑地(inactive land) 配分開始前少なくとも3年間耕作されたことのない土地。

(b) 未耕地(uncultivated land) まだ耕作されたことのない土地。

(c) 未利用地(unutilized land) 所有権の確定していない未耕地。

(d) 牧草地(pasture) 1ヘクタール当たり每期少なくとも100kgの飼料を生産している土地。また地方土地改革庁(Provincial Land Reform Board)が地方の習慣に照らし牧草地と認めた土地。

(e) 灌漑地(irrigated land) 川、池、カナート(註4)、泉、井戸などから灌漑している土地。

(f) 旱天地(dry land) 天水のみにたよっている土地。

(g) 植林地(woodlot) 1ヘクタールにつき100本以上の非果樹(nonfruit tree)を植樹している土地。

(h) 果樹園(orchard) 1ヘクタールにつき100本以上の果樹を植林している土地。

### 2 保有限度

この法律のねらいは耕地面積の50%を占める不在地主による大土地所有のウェイトを減じて自作農を創設することにあるが、ここでは保有限度を1戸当たり600ヘクタールに制限し、それ以上の保有地は政府によって買収されることになっている。この600ヘクタールという保有限度は旱天地、未耕地を基準としたものであるが、灌漑地が含まれている場合には——耕作中、休耕中をとわず——その1ヘクタールが旱天地の2ヘクタールに相当するものとされている。旱天地に換算して600ヘクタールの保有限度を越える土地は政府に買い上げられることになるのであるが、この場合自己の所有地として残す土地を選択する権利は地主に与えられている(第2条、5条)。

まえがきでも示したように、イスラーム諸国において特徴的なものにワクフの制度がある。ワクフとは土地所有者が宗教的目的、慈善、教育などの目的のためにモスクに寄進した土地のことである。このワクフは凍結され売買処分には付することはできなくなり、ワクフからの収益は寄進者の指定する目的のためにのみ使用されることになっている。当初は純粹に宗教心に基づくモスクへの寄進のためになされていたが、のちに国家による土地没収を回避するための手段としてワクフの制が利用されるようになった。すなわちこの種のワクフでは所有権はモス

クに属しているが、耕作権は寄進者にあり、しかも免税措置を受ける。そのためにこの種のワクフをしたものは実質的には土地を私有しているのとかかわるところがないのである。したがって大地主は免税と土地没収を回避するためにこの制度を利用し、モスクに自己の所有地を形式的に寄進した。イランにおいてワクフが耕地面積の25%を占めているのはこのような事情によるのである。

さてこの法律においてはワクフとしてモスクに寄進することを規制している。すなわち法案の議会へ提出される前になされたワクフ・ハッス (Vaqf-Khass) (註5)はこの法律の適用を受けないが、提出後になされたものについてはそれらは保有を許されている600ヘクタールの中に加えらるることになっている。しかし純粋に宗教的寄進地であるワクフ・アムム (Vaqf-Amm) (註6)については法律の適用も受けず、提出後になされたものも保有限度のわくからはずされるのである(第2条, 第1, 2項)。

つぎにこの法律は地主の所有するすべての土地に適用されるのではなく、種々の例外が認められているがそれらを列挙するとつぎのようになる(第3条)。

(1)果樹園, 森林地。

(2)法案提出時すでに農場労働者を使用し機械化農法を導入している土地。もし借地契約によって借地人が土地を借り機械化営農を行なっている場合には、後述(第12, 13条, 本稿では6)の価格で土地所有者よりその土地を買いあげることができることになっている。

(3)地主が保有限度内の旱天地, 休閑地に自己資金で灌漑を行なう場合には、それらの土地はこの法律の規定している灌漑地としての扱いをうけない。

(4)特別法によって個人に開発のゆだねられているフジスタン地方(Khuzistan)の国有地。

(5)学校ならびに研究所の所有地で教育研究に必要とする土地。なおこの条項の適用を受ける学校, 研究所の指定, 保有面積は土地改革庁(High Board of Land Reform)が行なうことになっている。

保有限度以上の所有地は政府によって買収されるのであるが、法律批准後1年以内ならば法定相続人に相続することが許されている。ただしこれには相続した土地の総計が1200ヘクタールを越えないという制限がついている。また法定相続人以外のものに保有限度をこえる土地を譲渡することは禁じられているが、耕作小作人には土地改革庁の認可をえれば譲渡してもよいことになっている。

以上を総合すると、この法律の適用を受け買収の対象となる土地は、灌漑地, 休閑地, 未耕地, 旱天地で機械化営農を行なっていない土地ということになる。またこれらは不在地主の土地だけでワクフは含まれていない。さらに特徴的なことは相続が許され、小作人への譲渡が認められているということであろう。

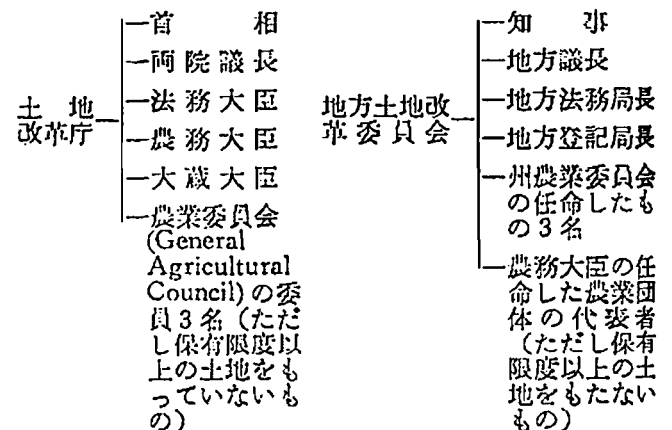
### 3 配分を受ける土地

この法律の適用を受け、政府によって買収され、農民に配分される土地はつぎのとおりである。

- (1) 保有限度をこえる地主の所有地
- (2) 未利用地
- (3) 休閑地
- (4) 政府による開発計画の結果耕作可能となった土地

### 4 改革法の実施機関

改革法を実施する機関としては、中央に土地改革庁(High Board of Land Reform), 各州(Ostan)ごとに土地改革委員会(Land Reform Committee)がおかれる。この2つの機関の構成メンバーはつぎのとおりである。



この委員会の組織, 義務, 権限の範囲, 責任は土地改革庁が規定することになっている(第7条)。

### 5 土地の買収と配分の手続き

買収, 配分は全国いっせいに行なわれるのではなく、地方土地改革委員会が適当と認めた地方から始められるが、その際配分を開始する旨を土地改革委員会は地方新聞, 官報, テヘランの代表的新聞の1つに公示する。そして公示後3カ月以内に保有限度以上の土地をもつ者は一定の書類に土地条件を具申し, 土地台帳の写しと所有権証書をそえて提出することになっている(第9条)。

共有地の場合には占有権所有者が、また未成年者の所有地は法定後見人が、さらに係争中の土地については当事者双方とも自己の書類中にそれらの土地をも含め申告しなくてはならない(第9条, 第1, 2項)。

## 6 土地価格の評価、支払い法

土地の買取価格の評価は、地方土地改革委員会の下に作られた評価委員会 (Evaluation Committee) でなされる。価格決定の基準になるのは土地からの所得で、それは年間所得の10倍を越えてはいけないことになっている。なお年間所得は配分開始前5カ年間の租税の平均額より決定される。また免税措置を受けている土地については税金を払っている土地と比較して決められるのである(第12条)。

さて評価委員会で決定された価格で地主より政府が買取するのであるが、この代金は15年年賦3%の利付で地主に支払われる(第13条)。もし政府により買取される土地が抵当にはいつている場合には、2カ月以内に所有者はその土地の抵当権を解除すべく負債を返済しなくてはならないが、もし地主にその能力のない場合には、政府がこれを立てかえて抵当権を解除し配分を行なうことになる(第14条)。

地方土地改革委員会は買取する土地とその価格を決定したら地主に通告し、地方新聞に公示し、1カ月以内なら地主の異議を受け付けることになっている(第15条)。地主に異議のない場合には、地方土地改革委員会は不動産権利証書を政府に譲渡するよう文書で伝えるのである(第16条)。

## 7 土地配分と配分をうける有資格者

政府によって買取された土地は、配分を受ける資格を有するものに買取価格で15年年賦4%の利付という条件で売り渡されることになっている(第17条)。また配分は個人を対象としてではなく家長に対してなされる。配分を受ける資格を有するものを優先権順に示せばつぎのようになる(第18条)。

(1)配分を受ける土地で耕作に従事している小作人。(2)配分の始まる前1年以内に死亡した小作人の後継人。(3)配分を受ける村に住んでいる農夫。(4)第20条の規定にある土地で適正規模以下の土地しか保有しない農民。(5)大学、農業専門学校などを卒業したもの。また少なくとも1年間継続して農業の職業的訓練を受けたもの。なおこれらの該当者の認定は農務省が行なうが、それは土地をもたないもの、ならびに適正規模以下の土地所有者に限られている。(6)配分計画の実施される村に住んでいる農業労働者。(7)農業に従事しようという意志のあるもの。

もし同一条件を有するものがある場合には家族の多いものに優先権が与えられている(第18条 第1項)。また配分を受けるものは、イラン市民権を有するもので法的能力をそなえかつ農耕にみづから従事するものでなくてはならない(第19条)。

以上に該当するものは政府から土地の配分を受けるが、地方土地改革委員会が農耕を営む適正な規模を各地方の特殊条件(作物の種類、土壌の性質、土地の条件な

ど)に照らし合わせて決め、その適正規模だけの土地を配分する(第20条)。またカナート、川などの水利権を具備した灌漑地においてはこの水利権も配分を受けた農民に移譲される。これら灌漑施設の保護修繕、改良などは協同組合が行ない、協同組合のない所では農務省が適当な手段を考慮することになっている(第20条)。

## 8 土地配分についての諸規制

配分を受けた土地の不動産権利証書が新所有者の名義で発行されるが、これは代金分割払いの担保としてイラン農業銀行にあずけられることになっている(第22条)。また配分を受けた土地を農耕以外の目的に使用するときには地方土地改革委員会に認可を受けねばならない(第23条)。

つぎに配分地の売買についてであるが、これは許されており、当該地方の所有適正規模の5倍までの範囲で土地を購入することができるのである。ただし売買のさい農務省に届けなくてはならない(第23条)。

## 9 財政上の規制

土地所有者への買取代金、土地改革法を執行するために要する諸費用は予算化され、土地改革庁の管理下におかれる(第24条)。また配分土地からの割賦金の集金はイラン農業銀行が行なうことになっている(第25条)。またもし農民が3回連続して罪を犯した場合には配分を受けた土地は没収されるが、この間に政府に支払われた割賦金は地代とみなされる(第26条)。

以上に紹介したようにこの法律は土地所有制限法ともいべきものである。この法律が実施されることにより従来のはなはだしい土地の偏在は緩和され自作農の増大は農村の社会構造に何らかの変化を生み、経済発展に資するところ少なからざるものがあると思われるが、これですべてが解決したわけではない。周知のようにイラン農業においては牧畜の占める比重がきわめて大きく、牧草地は耕地同様、ある場合にはそれ以上のウェイトをもって考えられるべきである。また全農地の25%をも占めるワクフについても何らかの考慮が払われるべきであろう。この牧草地、ワクフの解放はイランが土地所有制限の面で背負っている課題といえよう。

(注4) カナート(Qanat)はイラン、アフガニスタンなど西アジア乾燥地帯で一般に行なわれている地下灌漑溝。またカレーズ(Karez)ともいわれる。

(注5) ワクフには2種類——ワクフ・ハッスとワクフ・アムム——ある。前者はPersonal Waqfと訳されているが、利益権は寄進者の自由にまかせられているもので私有地とさして変わらない。後者は純粹に公的・宗教的目的でなされたワクフである。

(注6) イスラーム法では均分相続で女子にも相続が認められている。

(調査研究部 岡崎正孝)